

「衣浦港における船舶と陸地との間の交通場所並びに  
貨物の積卸場所の指定について」の一部改正について

関税法（昭和 29 年法第 61 号）第 24 条第 1 項の規定により「衣浦港における船舶と陸地との間の交通場所並びに貨物の積卸場所の指定について」（平成 13 年公示第 3 号）の一部を下記のとおり改正し、同法施行令（昭和 29 年政令第 150 号）第 22 条第 1 項の規定により公告する。

令和 4 年 9 月 7 日

豊橋税関支署長 松倉 嘉久

記

1. 記 1 の表中

「

外国往来船	交通経由場所
(10) 日鉄ステンレス株式会社衣浦製造所 所棧橋にけい留する船舶	日鉄ステンレス株式会社衣浦製造所正 門守衛所ゲート前通路

」を

「

外国往来船	交通経由場所
(10) 日鉄ステンレス株式会社衣浦事業 所棧橋にけい留する船舶	日鉄ステンレス株式会社衣浦事業所正 門守衛所ゲート前通路

」に

改める。

2. 記 2 の表中

「

場所の名称	所在地	備考
(6) 日鉄ステンレス株式会社衣浦製造 所棧橋	碧南市浜町 1 番地	

」を

「

場所の名称	所在地	備考
(6) 日鉄ステンレス株式会社衣浦事業 所棧橋	碧南市浜町 1 番地	

」に

改める。

附 則

この公告は、令和4年9月12日から適用する。